

職業紹介手数料 払戻金制度について

株式会社DEYORIGA

許可番号：27－ユ－302445

当社の紹介により就職した者が入社後、本人の責めに帰すべき事由により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から以下に定める金額を求人者に返還します。

1. 出社初日から起算して1ヶ月以内に退職した場合
紹介手数料の80%に相当する金額を返金する。
2. 出社初日から起算して1ヶ月を超え2ヶ月以内に退職した場合
紹介手数料の50%に相当する金額を返金する。
3. 出社初日から起算して2ヶ月を超え3ヶ月以内に退職した場合
紹介手数料の20%に相当する金額を返金する

以上